

令和3年2月12日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第16号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

議案第16号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

(1) 背景

ア 都市公園法の改正（平成29年）

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的として、**公募設置管理制度（Park-PFI）が創設**

イ 本市の取組

川崎市緑の基本計画に基づき、民間のもつアイデアやノウハウを活かした公園緑地のさらなる賑わいや魅力の向上、地域の課題解決に取り組んでいる。今後は、**Park-PFIを活用し、さらなる民間活力の導入を推進**

(2) Park-PFI制度について

ア 活用イメージ



イ 手続きの流れ

①公募設置等指針(公募要領)の作成

②評価の基準に関する意見聴取

③公募設置等指針の公表・公募開始

④設置等予定者の選定に関する意見聴取

⑤設置等予定者の決定

⑥事業実施

当該制度の手続きにあたって、②**評価の基準**及び④**設置等予定者の選定**に関して、都市公園法第5条の2第6項及び第5条の4第4項の規定により、**学識経験者の意見を聴かなければならない**とされている。

<参考：都市公園法（抄）>

第五条の二

6 公園管理者は、第2項第9号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

第五条の四

4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(3) 改正の内容

学識経験者の意見を聴取する附属機関として、川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置するため及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するもの。

2 川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会について

(1) 所掌事務 以下の事項について調査審議すること

ア 設置等予定者の公募に係る**評価の基準**に関すること

イ 設置等予定者の**選定**に関すること

(2) 委員の構成・任期

ア 委員数 **学識経験者5人**以内 ※委員の分野 造園、都市計画・まちづくり、経営・財務など ※その他、特定の事項について調査審議するため、臨時委員を置くことができる。

イ 任期 **1年**

3 附則

・施行期日 令和3年4月1日

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 川崎市都市公園条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 都市公園の設置 第 1 節 都市公園の設置に関する基準（第 2 条の 2～第 2 条の 4） 第 2 節 移動等円滑化のために必要な基準等（第 2 条の 5～第 2 条の16） 第 3 章 都市公園の管理（第 3 条～第18条の 4） 第 4 章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（第18条の 5） 第 5 章 雑則（第19条～第28条） 第 6 章 委任（第29条） 附則 （都市公園移動等円滑化基準） 第 2 条の 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第 1 項に規定する特定公園施設（<u>同法第 2 条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。</u>）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第 2 号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。 第 4 章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 第18条の 5 法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する評価の基準及び法第 5 条の 4 第 3 項の規定による選定に関する事項について調査審議するため、川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。	○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 川崎市都市公園条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 都市公園の設置 第 1 節 都市公園の設置に関する基準（第 2 条の 2～第 2 条の 4） 第 2 節 移動等円滑化のために必要な基準等（第 2 条の 5～第 2 条の16） 第 3 章 都市公園の管理（第 3 条～第18条の 4） （新設） 第 4 章 雑則（第19条～第28条） 第 5 章 委任（第29条） 附則 （都市公園移動等円滑化基準） 第 2 条の 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第 1 項に規定する特定公園施設（<u>同法第 2 条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。</u>）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第 2 号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。 （新設） （新設）

改正後	改正前
4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第5章 雑則 第19条～第28条（略） 第6章 委任 第29条（略） 附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。	第4章 雑則 第19条～第28条（略） 第5章 委任 第29条（略）